

防府市配食サービス事業実施要綱

平成24年4月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、身体機能の低下等により食事の確保が困難で栄養改善や見守りが必要な在宅の高齢者が、地域において健康で自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを「食」の自立支援の観点から十分なアセスメントを行った上で計画的かつ有機的につなげて提供することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は防府市とする。ただし、利用対象者、サービス内容及び利用料の決定を除き、この事業の適切な運営が確保できると認められる事業者（以下「実施事業者」という。）に委託するものとする。

(事業対象者)

第3条 この事業の対象者は、市内に居住する次に掲げる者とする。

(1) 配食サービス事業（第一号生活支援事業）

介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の45第1項第1号ハに規定する第一号生活支援事業の対象者（以下「介護予防・生活支援サービス事業対象者」という。）で単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者

(2) 配食サービス事業（任意事業）

前号に該当する者を除いたおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者又は障害者であって、「食」の自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められる者（以下「任意事業対象者」という。）

(事業内容)

第4条 この事業は対象者の心身の状況、その置かれている環境、対象者及びその家族等の希望等の情報を収集、分析するとともに、地域の実情に応じ、配食サービスの外、地域住民が主体となった活動などのインフォーマルサービスも含めた社会資源の状況を勘案して、

「食」の自立支援の観点から、配食サービスの利用調整を行う。また、定期的（おおむね3か月から6か月程度）にサービスの実施状況、利用者の状態等を確認し、必要に応じ、サービスの再調整を行うものとする。

2 実施事業所は前項により必要と認められた者に対し、配食サービスを実施し、調理が困難な高齢者の居宅を定期的に訪問して、栄養のあるバランスのとれた食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認等を行い、健康状態に異常があった場合には、関係機関等への連絡を行うものとする。

3 前項の配食サービス事業の実施回数は、1週間に5食を限度とし、利用者の希望、身体的な状況等を勘案し決定するものとする。

（利用申請）

第5条 事業の利用を希望する者は、配食サービス事業利用申請書兼利用調整・決定書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、この事業の利用について、次のとおり決定する。

（1）介護予防・生活支援サービス事業対象者

当該利用希望者について、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを実施して作成されたケアプランに基づき利用の必要性を検討し決定するものとする。

（2）任意事業対象者

当該利用希望者について、利用の必要性を検討し決定するものとする。なお、要介護認定のある者についてはケアマネジメントを実施して作成されたケアプランを必要とする。

2 前項各号の規定によりサービス利用の可否、開始及び廃止等を決定したときは、利用希望者等及び実施事業所に速やかに通知するものとする。

（利用料）

第7条 利用料は、別表に定める。

2 前条により利用の決定を受けた者は利用料を実施事業所の請求により、直接実施事業所に支払わなくてはならない。

(費用の支弁)

第8条 市長は、実施事業所に対し事業運営に要する経費を支弁するものとし、その額は契約で定める。

(利用料の軽減)

第9条 市長は、次の各号の一に該当する者の利用料を軽減することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者

(2) 利用者又はその属する世帯の生計を維持する者が災害等により著しい損害を受けたとき

(3) その他市長が特に必要と認めた者

(利用料軽減の申請)

第10条 前条の規定により利用料の軽減を受けようとする者は、対象者の氏名、住所、軽減理由、理由の発生日等を記載した申請書に軽減の事由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(軽減者の利用料)

第11条 前条の規定により利用料の軽減が認められた者は、食材料費相当額を実施事業所の請求により、直接実施事業所に支払わなくてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 防府市「食」の自立支援事業実施要綱（平成16年4月1日）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区分	利用料
食材料費相当額	3 9 0 円
調理費相当額の一部	6 0 円